

Title	仲裁の暫定保全措置及びADR和解の執行力について：ADRにおける執行力再論
Sub Title	Enforcement of interim measures in arbitration and settlement agreements in mediation : comments on the reform of Japanese law
Author	山本, 和彦(Yamamoto, Kazuhiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2023
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.50 (2023. 3) ,p.[309]- 332
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村晶子教授・橋本博之教授・三木浩一教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20230331-0309

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

仲裁の暫定保全措置及び ADR 和解の執行力について

— ADR における執行力再論 —

山本和彦

- 1 本稿の問題意識
- 2 執行力付与の理論的根拠——総論
- 3 仲裁における暫定保全措置に対する執行力付与——各論①
- 4 ADR 和解に対する執行力付与——各論②
- 5 おわりに

1 本稿の問題意識

ADR が裁判と並ぶ紛争解決の選択肢として機能することが重要である点については、現在異論は少ないであろう¹⁾。そして、そのための1つの方策として、執行力の付与の問題が議論されてきた。従来、仲裁判断に対しては執行力が付与されてきたが²⁾（仲裁46条、民執22条6号の2）、それ以外のADRとの関係では執行力が認められていなかった。この点については、ADR法制定時にADRに基づく和解に対する執行力付与の議論があり³⁾、最終的に実現しなかったものの、その後も散発的に議論が続けられている⁴⁾。

しかるに、今般、仲裁の暫定保全措置及びADR和解に対する執行力付与の

- 1) この点は司法制度改革において明確化され（「司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）」35頁参照）、ADRの振興策として、仲裁法（2003年）及びADR法（2004年）の制定に至ったところである。
- 2) 広義のADRとしては、裁判上の和解にも執行力が認められている（民訴267条）。
- 3) 議論の詳細については、山本和彦「ADR和解の執行力について」同『ADR法制の現代的課題』（有斐閣、2018年）176頁以下など参照。

議論が急遽浮上して、実現される方向となっている。その背景には国際的問題があり、国際仲裁・国際調停の振興という政策論がある⁵⁾。すなわち、暫定保全措置の執行については、2006年のUNCITRAL仲裁モデル法の改正⁶⁾において定められたものであるが、日本は、仲裁法制定時はモデル法改正の検討中であったため、対応していなかったところ⁷⁾、国際仲裁の振興の観点からすれば、モデル法採用を明確にする必要があるとされ、対応に迫られたものである。他方、ADR和解合意の執行については、やはりUNCITRALの議論を受けて、2018年国連においてシンガポール条約（「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」）が採択され⁸⁾、やはり条約の批准に向けた対応を迫られた。そして、この際、条約の対象となる国際調停だけではなく、国内のADRについても問題の抜本的解決を図ろうとしたものである⁹⁾。

上記のような経緯を受けて、急ピッチで法制化に向けた具体化の作業が進められてきた。すなわち、2019年12月、商事法務研究会に「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」が設置され、具体的な法的論点等が検討され、2020年7

-
- 4) 2014年のADR法見直しの検討においても、この点が論点とされたが、やはり結果としては時期尚早として斥けられた。
 - 5) 国際仲裁の活性化に向けた府省庁連絡会議の「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（2018年）や、民事司法制度改革推進府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（2020年）など政府関係の文書においても、再々強調されている点である。さらに、組織としてもJIDRC（日本国際紛争解決センター）が設置され、国際仲裁・調停の振興のための活動を実施するなど具体的成果も出されている。
 - 6) その概要については、三木浩一「UNCITRAL国際商事仲裁モデル法2006年改正の概要」JCAジャーナル54巻6号・7号など参照。
 - 7) 同改正のもう1つのテーマであった書面性要件に関しては、デジタル仲裁合意も認めるなど一定の対処はしたが、なお部分的対応に止まっていた。
 - 8) その概要については、山田文「『国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約』（シンガポール調停条約）の紹介」NBL1158号など参照。
 - 9) 国内ADRとの関係では、ODRの振興といった別個の政策的観点も踏まえられている。ODRとの関係での執行力付与の重要性については、法務省のODR推進検討会が、執行力付与に関するアンケートなども踏まえた詳細な検討を経て、2021年3月「ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめ」において、積極的な提言をまとめている。

月、報告書がまとめられた¹⁰⁾。そのような検討作業を受けて、2020年9月、法務大臣から法制審議会に法改正の諮問があり、仲裁法制部会が設置された。同部会では、2021年3月、「仲裁法等の改正に関する中間試案」をまとめてパブリックコメントに付した後、更に審議を続けた。その結果、法制審議会は法務大臣に対し、2021年10月、「仲裁法の改正に関する要綱」を答申し、更に2022年2月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」を答申したものである¹¹⁾。

その意味で、今回の法改正に向けた検討は様々な外在的要因にも迫られて相当急いで対応したものと見え、理論的検討の必要性はなお引き続き残っているように思われる。そこで、本稿はそのような理論的な観点から若干の検討を試みる趣旨のものである¹²⁾。

2 執行力付与の理論的根拠——総論

司法権の行使である裁判は、国家権力による強制性を伴う最終的な紛争解決の方法であり、その結果に執行力を伴うことは制度の本質的な要請といえることができる¹³⁾。それに対し、裁判（日本の裁判所が作成する文書）以外の債務名義については、個別に執行力の根拠が問題になる¹⁴⁾。

基本的には、いかなる文書に執行力を付与するかは政策判断の問題であると

10) 商事法務編『仲裁法制の見直しを中心とした研究会報告書』別冊NBL172号（2020年）参照。

11) このような分離答申となった経緯としては、暫定保全措置の問題について早期にコンセンサスが得られたため、より早期に法案の立案作業に移ることができるかもしれないとの見通しがあったが、結果として実際の法案提出は同時期になることとなった（後記参照）。

12) 筆者は、上記法制審議会部会において委員・部会長を務めたが、本稿は研究者としての私見を示すものであることは言うまでもない。なお、上記各要綱は本稿脱稿時には未だ法案化されていなかったため、以下では各要綱の内容に基づき検討を進めることとしたい。

13) 民事訴訟の目的論に関する私見の中では、その強制性につき、公的サービスである民事訴訟制度のサービスの質の問題として位置付け、評価している。山本和彦『民事訴訟法の基本問題』（判例タイムズ社、2002年）22頁参照。

考えられる。執行に対する不服申立ての機会の付与を前提にすれば、ある特定の文書に執行力を付与することが憲法違反の問題になることは通常考え難いと言えよう。ただ、その政策判断にも一定の制約はあると思われる。すなわち、ある文書に執行力を付与するには、その必要性和正当性が前提となるものと解される。まず、執行力付与に必要性が認められないとすれば、それはいたずらに債務者の不服申立て等の負担を課すものであり、相当ではない。他方、債権者から見て執行力が必要であるとしても、それが債務者との関係で正当化できるものでなければならない。その意味での執行力の実質的根拠としては、実体的正当性と手続的正当性の双方の考慮が必要とされよう¹⁵⁾。換言すれば、①当該文書に表象される権利の存在の高度の蓋然性¹⁶⁾、及び、②債務者に対する手続保障が担保される必要があるものと解される。

そこで、このような観点から、裁判以外の文書について、筆者がかつて示した定式である、執行証書型と仲裁判断（執行決定）型の分類に基づき検討してみると、以下のような点が指摘できよう¹⁷⁾。まず、執行証書型（民執22条5号）は、公証人による当事者の合意の認証によって、執行力の実質的根拠を担保しようとするものである。すなわち、①の実体的正当性の点は、当事者の合意の存在＋公証人によるその真意性の確保により担保し、②の手続的正当性もそれにより①と同様に確保できると解するものである。換言すれば、真正な合意であれば、原則として実体的にも手続的にも執行力の正当性が認められるという考え方であり、②は①に事実上吸収されることになろう。ただ、執行力を認めるためには、当該文書自体からその点の判定が可能である必要があり、その意味で当該合意に関与した裁判所以外の第三者の定型的信用性が問題となり

14) この問題についてはかつて、山本・前掲注3) 199頁以下において一定の整理を試みたが、ここで若干の補充を含めて再論する。

15) この点については、伊藤眞ほか編集代表『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）135頁〔垣内秀介〕など参照。

16) 伊藤ほか・前掲注15) 135頁〔垣内〕では、「債務名義の記載と実体的法律関係との合致が可能な限り確保される必要」と表現されている。

17) 山本・前掲注3) 200頁以下参照。

うるところ、公証をその任務とする公務員たる公証人の関与によってその確保を図るものと言えよう。

次に、仲裁判断（執行決定）型（民執22条6号の2）については、基本的に、適正な手続に基づく当事者に対する手続保障の付与が執行決定により確認されることが重要であろう¹⁸⁾。それによって、十分な手続保障の下で当事者の攻撃防御が尽くされたことで、真実に適った判断がされた蓋然性は高いという（①実体的正当性の）推認が働くとともに¹⁹⁾、②手続的正当性も担保されるからである。加えて、適法な仲裁合意の存在（仲裁44条1項1号・2号・7号）及び仲裁判断が仲裁合意の範囲内である旨（同項5号）も、訴訟によらずに紛争を解決する旨の当事者の合意に基づいていることで、訴訟に比した実体的・手続的正当性の確保（その一種の放棄）も基礎づけられるように思われる。その結果として、判断をする第三者（仲裁人）の資格は特に求められることはない²⁰⁾。

3 仲裁における暫定保全措置に対する執行力付与——各論①

(1) 制度の概要

暫定保全措置に対する執行力の付与については、基本的にはモデル法の内容に即した規定が提案されている²¹⁾。

まず、暫定保全措置の定義（要綱第1の1(1)）については、民事保全との類

18) 具体的には、手続における必要な通知（仲裁44条1項3号）、防御権の保障（同項4号）、仲裁廷・仲裁手続の法令適合性（同項6号）などの執行拒絶要件に表れている。

19) また、仲裁判断が公序違反でないこと（同項8号）も、最低限の実体的正当性を根拠づけるものと言えよう。

20) なお、確定した執行判決のある外国判決（民執22条6号）の承認執行要件（民訴118条）の中核は、基本的に上記の仲裁判断の場合と変わらず、仲裁合意の代わりに国際裁判管轄（同条1号）が必要とされる関係にあると言えよう（同条4号の相互の保証は国家主権に関わる独自の要件である）。ただ、仲裁合意とは異なり、正当性の放棄の契機は国際裁判管轄には見出せず、結果として手続的公序の機能する幅は広まる可能性はあろう。

比で言えば、アが仮差押えに相当する措置（金銭執行のための責任財産の保全）、イが係争物仮処分に相当する措置（目的財産の処分禁止等現状変更の禁止）、ウが仮の地位を定める仮処分に相当する措置（損害・危険発生の防止、原状回復等）と言える。他方、エ審理妨害禁止（提訴禁止等が典型として想定される）、オ証拠の廃棄・改変等の禁止は、裁判上の保全処分とは異質なものである。前者は妨訴抗弁となる仲裁に独自の処分であり、後者は証拠保全とパラレルなものであるが、それらを独立の保全措置として位置付けている。なお、上記のような類型は、基本的に仲裁において必要となる暫定保全措置を網羅しているとの理解で提案されているものであろう²²⁾。

次に、発令要件（第1の1(2)）は、被保全権利及び申立原因事実の疎明となる。そのうち、後者は、ア～ウの措置では（民事保全においていわゆる）保全の必要がそれぞれ規定されており、エ・オの措置では、当該行為がされるおそれ自体が保全の必要を意味すると理解されているものと解される。なお、暫定保全措置命令の手続については、担保（第1の2）、命令の取消し・事情変更の開示命令（第1の3）、損害賠償命令（第1の4）等が提案されているが、詳細の説明は省略する。

今回の改正論の中核である暫定保全措置命令の執行についてであるが、まず執行等認可決定に基づく直接の民事執行、すなわち上記ウの措置に係る執行は、通常の（仲裁判断の）執行決定と基本的に同様のスキームが想定されている。他方、それ以外の措置に関する場合は、執行等認可決定に基づき違反金支払命令がされ、当該命令が金銭執行されるというスキームが想定されている。そし

21) なお、今回の仲裁関係の他の改正項目としては、モデル法に対応するための追加的措置である仲裁合意の書面性に関する規律の見直しに加えて、仲裁関係事件手続に関する規律の見直し、すなわち管轄・移送の拡大及び訳文添付の省略がある。後者は、日本の仲裁地としての利便性の拡大という政策的意図を直接反映した日本法独自の対応である。

22) なお、仲裁廷としては、暫定保全措置とは別に、当事者の任意の履行に期待した措置を事実上行うことも可能であろう。国内法における任意の履行に期待する仮処分に相当する措置であり、当事者が任意にそれに従う限り、仲裁廷の手続上の裁量の範囲内で認められ、法律上の根拠は特に要しないものと考えられるからである。

て、その両者を合わせたものとして、要綱上は「執行等認可決定」という用語が用いられている²³⁾。

この執行等認可決定の要件については²⁴⁾、執行拒絶事由が規定されている(第1の5(1)キ)。詳細には立ち入らないが、仲裁合意の無効(①、②)、仲裁手続の瑕疵(③、④、⑥)、措置命令の仲裁合意の範囲超過(⑤)、担保命令違反(⑦)、措置命令の取消し等(⑧)、仲裁合意の対象外(⑨)、公序違反(⑩)が執行拒絶事由として定められている。基本的には仲裁判断の執行決定の場合と類似するが、いくつかの事由(⑤・⑦等)において暫定保全措置の特性が反映されている。

最後に、違反金支払命令に関する規定である(第1の5(3))。これは、当事者が暫定保全措置命令に違反した場合又は違反のおそれがある場合に、当該違反による侵害利益に関する事情を考慮した一定額の金銭の支払命令とされる(同ア)。この命令は執行等認可決定と同時に発令することも可能である²⁵⁾(同イ)。この違反金は損害賠償に充当されるが、損害額が違反金を上回る時には追加の損害賠償請求も可能である²⁶⁾(同カ)。以上のように、違反金の性格は全体的に間接強制における強制金と類似しており、違反金支払命令の実質は間接強制の前倒しに近いものがあるように見受けられる(この点は(5)も参照)。

(2) 執行力付与の必要性

暫定保全措置の実効性確保の必要性一般について異論は少ないと思われるが、その必要性に対するあり得る疑義としては、(A) 任意の履行を求めることで

23) 後者は「執行」を直接「認可」する性質のものではないところ、後者が含まれるため、「等」という表現ぶりがとられているものであろうか。

24) 同決定の手続として、申立手続、管轄、審尋、不服申立て等の手続が規定されているところであるが、やはり説明を省略する。

25) なお、執行等認可決定の取消しや申立ての取下げのときには、違反金支払命令も職権で取り消される(同エ)。

26) 逆に損害額が違反金を下回るときも、受領した違反金の返還は不要と解される。

足りるのではないか、(B) 国内の裁判所の保全処分を求めることで足りるのではないか、といった2点が一応考えられよう²⁷⁾。

まず、上記(A)の任意履行で十分ではないかという疑問である。暫定保全措置の特質として、その後も仲裁手続自体は継続し、仮に当事者が暫定保全措置に従わないときは仲裁判断において不利益な判断を受けるおそれがあるとすれば、通常は任意にそれに従うことが想定され、それで十分ではないかという疑問である。しかし、それは必ずしも必然ではなからう。第1に、敗訴した場合の執行の効果を失わせるような処分の場合、債務者としては、仮に処分禁止の措置に違反したことで仲裁に敗訴することがあるとしても、敗訴の可能性が高い事案では、先に処分をした方が経済的不利益は小さいといった場合は十分あり得る。そうすると、債務者が経済合理的に行動する場合、本案で不利益な作用をもたらすとしても暫定保全措置に従わないインセンティブが生じることになる。第2に、実際に本案で不利益に働くかは明らかでない点がある。この不利益はあくまでも事実上のものにすぎず、法的には保全措置に従うかどうかは本案の法律判断には影響しないはずであり、保全措置には従わず、本案勝訴に向けて活動するという選択肢もなおあり得るであろう。以上のような点を考えれば、やはり暫定保全措置の実効性を任意の履行にのみ期待することには限界があろう²⁸⁾。

次に、上記(B)の裁判所の保全処分ですべてではないかという疑問である。確かに、仲裁合意の存在自体は、モデル法を受けた仲裁法15条で明示されているように、裁判所の保全処分の管轄を排除するとは考えられていない。しか

27) なお、一般的な意味でのモデル法適合性の確保は、日本の仲裁地としての魅力のアピールという大局的な政策判断として別途ありうる要請である。日本国内では、暫定保全措置の発令やその違反といった事例は少ないかもしれないが、モデル法に誠実に対応する（国際基準に準拠する）という日本法の一般的姿勢を示すものとして、それ自体が仲裁地としての日本の魅力を増進するという判断である。ただ以下では、理論的観点からの執行力の必要性に限定して論じる。

28) そのことが仲裁関係者間の国際的コンセンサスとなったため、2006年モデル法改正に繋がったものとも考えられよう。

し、これもやはり以下の点を考えると、十分とは言えない。第1に、まず外国裁判所が保全処分をする場合、日本国内では執行の対象とはなり得ない。日本で執行判決の対象となるのは、外国裁判所の確定判決に限られるからである(民訴118条、民執24条5項参照)。第2に、日本の裁判所に保全処分を求めるとしても、国際保全管轄の問題がある。これは特に仮地位仮処分の関係で問題となりえ、民事保全法11条における「本案の訴え」及び「係争物」の解釈によっては、日本に管轄が認められないケースが生じえよう²⁹⁾。第3に、少なくとも仮差押えや係争物仮処分については、目的物所在地により日本国内での保全処分は不可能ではないものの、仲裁合意をしている当事者としては一次的に仲裁廷で全部の紛争を解決したいとのニーズはあり、当事者が従う姿勢を見せない場合に初めて二次的に執行を考えるとすることはあろう。そうだとすれば、裁判所ではなく仲裁廷で暫定保全措置を求め、任意に履行しない場合に初めてその執行決定を求める必要性はなお肯定できよう³⁰⁾。

以上から、上記のような疑義にもかかわらず、暫定保全措置に執行力を付与する必要性はなお認められるものと解される。

29) 本案を仲裁手続と解し、かつ、係争物には仮の地位は含まれないと解する場合は、日本の裁判所の管轄権が否定されよう。この問題については、例えば、山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール民事保全法』(日本評論社、2014年)43頁以下〔酒井一〕参照。筆者の見解は、仲裁合意がある場合には本案事件管轄はアブリアリに否定されざるを得ないが、「係争物の所在地」には仮の地位を定める仮処分において作為・不作為がされるべき場所が含まれると解するものである(加藤新太郎=山本和彦編『裁判例コンメンタール民事保全法』(立花書房、2012年)91頁以下〔山本和彦〕参照)。筆者の見解が採用されれば、この点は暫定保全措置の執行を必要的とする理由にはならないが、その採用は保証の限りではない。

30) 同様の考え方については、商事法務編・前掲注10)2頁参照(「我が国の裁判所に保全処分を申し立てるという手段が既にあるとしても、暫定保全措置に執行力を付与することにより、債権者が利用することのできる手続の選択肢を増やすことが重要である」と指摘されている)。

(3) 執行力付与の理論的根拠

この問題については、研究会でも特に外国裁判所の保全処分に執行力を認めないこととの関係で検討がされている³¹⁾。ここでは、当事者の合意による根拠の説明、すなわち仲裁合意の存在と暫定保全措置を当事者が排除していないことから、執行可能性を有する暫定保全措置発令を許容する合意が認められるとの理解がとられている。すなわち、「仲裁合意の当事者間には仲裁廷による暫定保全措置を排除しない旨の（明示又は黙示の）合意が存在しているものと評価し得る」ということである³²⁾。以上のような分析は基本的に正当なものと解される。したがって、その実質においては仲裁判断の執行力と同様の根拠に基づいて暫定保全措置に執行力を付与することが正当化されるであろう。

その意味で、この執行の根拠もいわゆる仲裁判断型によることになるが、これが特殊な点は、暫定保全措置は最終的な権利の実現を目的とするものではなく、仲裁手続中の暫定的な権利の規制に止まる点にある³³⁾。その意味で、裁判所の民事保全における保全執行に近い性質を有する。その発令要件も証明ではなく疎明による点も同一である。ただ、制度としては、他の債務名義と同様、民事執行の根拠とされていることをどのように考えるかという問題はある³⁴⁾。

そこで、まず①実体的正当性、すなわち実体的な権利存在の蓋然性であるが、上記のようなこの措置の暫定性を前提にすれば、その蓋然性も保全処分と同等のもので足りると解される。つまり、措置発令の要件が疎明であっても執行対象としては十分と解されよう。但し、事後的に被保全権利の存在が否定された

31) 商事法務編・前掲注10) 8頁以下参照。

32) 商事法務編・前掲注10) 9頁参照。また、モデル法に代表される国際的潮流に鑑みれば、実際に暫定保全措置の執行がされる可能性を当事者が想定し得ると評価できるとも論じている。

33) なお、外国裁判所の保全処分は現在日本における執行力付与の対象にはなっていないため、これは保全的な措置に係る執行を許容した日本で初めての制度ということになる。

34) なお、立案過程ではこれを民事保全（保全執行）と同様に位置づける考え方もなかったが、そうすると、民事保全法のように、保全取消しの制度を設けるなど手続が余りに複雑になりすぎるとして断念された。

場合等の取消し（第1の3(1)）や損害賠償命令（第1の4）、損害賠償のための担保（第1の2）など保全命令と同等の措置が用意され、それによって実体的正当性が補充されていることになろう³⁵⁾。つまり、その効果に係る特別的な扱いによって執行力の付与が正当化されるものであろう。

次に、②手続的正当性については、仲裁判断の場合と同様、執行要件として検討されることになる。具体的には、仲裁手続の適法性のほか、当事者の防御可能性が一種の手続的公序として機能し、その正当性が担保されているとの理解になろう。

(4) 執行力付与のあり方①——仮地位仮処分に相当する暫定保全措置

執行力付与のあり方について、まず第1の1(1)ウの暫定保全措置については、そのままの形で執行力が付与される（第1の5(1)ア①）。したがって、それを債務名義として強制執行が可能である（同(2)）。ただ、あくまでも本案の判断に基づく取消し・変更等の可能性が前提になる。暫定保全措置が仲裁廷において取り消された場合において、既に執行等認可決定に基づく民事執行がされているときは、そのことが請求異議事由となろう。例えば、特許権侵害に基づく債務者の商品販売の暫定的な禁止命令が発せられたとすると、それについて債権者は執行等認可決定の申立てをすることができ³⁶⁾、同決定がされると、暫定保全措置と合わせて債務名義となり、間接強制の執行が可能となる。日本の裁判所の発する保全処分の場合とは異なり、これは保全執行ではなく、民事執行となる³⁷⁾。その場合、仮に暫定保全措置が仲裁廷において取り消されれば、請求異議の訴えが可能となる。請求異議訴訟が認容された場合に、既

35) なお、発令地の仲裁法において、このような補充的措置が存在しない場合（例えば、暫定保全措置の事後的な取消しの余地が認められていないような場合）には、そのような暫定保全措置は公序違反になり、執行が認められない可能性もあろうか。

36) 名称はあくまでも執行等認可決定であるが、その実質は通常の執行決定と変わらないものと考えられる。

37) なお、この場面では、上記のように、実際上問題になる執行方法の多くは間接強制になるものと予想される。

に支払われた強制金の取扱いが問題となり得るが、強制金の不当利得返還については、日本法上保全命令が事後的に取り消された場合と同様、被保全権利が発令時から存在しなかったかで決せられることになろうか³⁸⁾。

實際上執行の対象となり得るのは、このような暫定保全措置が多いと言われており、これが直接執行等認可決定に基づく執行の対象になるとすれば、それは実務のニーズに適合したものと言うことができよう。

（5）執行力付与のあり方②——それ以外の保全措置

次に、仮差押え、係争物仮処分、手続妨害禁止、証拠廃棄禁止等に相当する暫定保全措置（第1の1（1）ア・イ・エ・オ）であるが、これらの措置についていかなる形で執行力を認めるかについては立案段階で議論があり、法制審においても規律案の変遷があった。

当初の考え方は、通常の仲裁判断の執行の場合と特に異ならないという理解であったと思われる³⁹⁾。そこでは、このような暫定保全措置は当事者の合意を根拠としたもの（そのような保全措置の発令権限を仲裁廷に合意で付与したものと理解し（この点は（3）も参照）、そのような合意に基づき、例えば責任財産の処分禁止等を仲裁廷が命じるものと解された。そうであれば、それは仲裁判断と同様の効力を有するものと考えられることになる⁴⁰⁾。そして、その処分を間接強制によって禁じる（例えば処分した場合には強制金の支払を命じる）といった形で執行すればよいという理解であったものと思われる。

しかし、審議の過程でこのような考え方に対する批判が提起された。すなわち、①仲裁合意のある請求権とは全く別の債務者の責任財産の処分等をも制約することはそもそも仲裁合意の範囲を超えているのではないか（そこまで当事

38) 最判平成21・4・24民集63巻4号765頁参照。同判決の意義については、山本和彦・判批・法学研究83巻5号75頁以下も参照。

39) その名称も執行決定とされていた。中間試案第1部第1の8（2）参照。

40) なお、それは合意に基づくものであるため、裁判所の仮差押え等とは異なり、登記等により第三者効を認めることができない点は大前提とされていた。

者間の合意で説明できるのか)、②間接強制によるとすれば、措置に違反した処分がされて初めて制裁が科されるに過ぎず、実効性が極めて弱いものにならないか、といった批判である⁴¹⁾。

そこで、以上のような批判に応える形で、新たな制度設計の試みがされることになった。そこでは、(A) 仲裁廷の強制金支払命令構成と、(B) 裁判所による制裁金支払命令構成が検討の俎上に上った。まず、(A) 仲裁廷の強制金支払命令構成であるが、これは仲裁廷において処分禁止命令とともに強制金支払命令を発し、後者について裁判所が執行決定をするという制度である。上記②の問題点を事前の強制金支払命令で解決するとともに、①は仲裁廷の手続的裁量で説明するという構想と言えよう。しかし、これに対しては、特に実効性の観点から、外国仲裁廷においてそのような支払命令を常にしてくれる保証はないという批判がされたし、当該命令がない限り、暫定保全措置の本体だけでは日本は執行しないという形になり、モデル法不適合との批判を受けるおそれが強いとされ、この構想は否定された。

結局、残った構想は、(B) 裁判所による制裁金支払命令構成であった。すなわち、仲裁廷において処分禁止等の暫定保全措置がされると、日本の裁判所はそれについて執行許可決定+違反金支払命令をすることとする（それらを同時に発令することも可とする）ものである。これは、②の問題点を事前の制裁金支払命令で解決するとともに、①については（当事者の合意の内容を踏まえて）裁判所が日本の法制度に適合する形で、その実効性確保のための措置をとると理解するものである。モデル法も各国の法制度に対応して暫定保全措置を変容させた形で執行力を付与することを容認しており⁴²⁾、その正当化は可能と解された。つまり、上記のようなモデル法が認める裁判所の再構成権限を法律で

41) ただ、このような批判に対する再反論も不可能ではなかったと思われる。①については、当事者の暫定保全措置に服する合意で一応の説明は可能であるし（広い意味での仲裁合意の範疇に含まれるという理解である）、②については、第三者効を否定することによる帰結として、そのような実効性の弱さはやむを得ない限界と開き直ることも不可能ではなからう。

一般的に規定したものと整理できるのではないと思われる。

このような制度は、実質的には間接強制を前倒しする形となっている。従来は、①暫定保全措置⇒②執行決定⇒③強制金決定⇒④金銭執行という流れであったのが、要綱では、①暫定保全措置⇒②執行等認可決定+違反金支払命令⇒③金銭執行となっており、むしろ迅速な救済が可能になっているように見え、一種の「怪我の功名」かもしれない⁴³⁾。もちろん、違反金支払命令は執行手続の一環として捉えられておらず、日本法としては初めての制度であり、その理論的検討は引き続き不可欠であるが、いずれにせよこのような構成が部会においても最終的にコンセンサスを得たところであり、筆者自身は、上記のように、理論的に見ても実効性から見ても、十分に正当化が可能な制度になったものと解している⁴⁴⁾。

4 ADR 和解に対する執行力付与——各論②

(1) 制度の概要

今回の要綱は ADR 和解合意について執行力を付与するものであるが、その執行要件等は（国際調停はもちろん国内 ADR についても）基本的にシンガポール条約を踏まえたものとなっている。他方、執行力付与の手続については、仲裁判断の執行決定と基本的に平行なものである。以下では、まず今回提案されている制度の概要について説明する⁴⁵⁾。

42) モデル法 171 条 (1) (b) (i) は、当該暫定保全措置の執行が執行国裁判所の権限に属しない場合であっても、その実質を変容しない範囲で執行するため、自身の権限及び手続に適合する形で、必要な限度でその内容を再構成する (reformulate) ことを認めている。

43) なお、間接強制一般につき債務名義形成過程で強制金の支払命令までしておくことは、立法論として十分ありうることである。筆者はかつて、フランス法を参考に、判決において強制金を命じることができる制度を示唆したことがあるが（伊藤眞ほか「間接強制の現在と将来」判タ 1168 号 43 頁以下〔山本和彦発言〕参照）、要綱の違反金支払命令制度は、理論的にはその先駆としても捉え得るものであろうか。

44) ただ、現実には、このような類型の暫定保全措置が発令され、執行対象になる場面はそれほど多くないとも予想される。(4) も参照。

(i) 国際調停和解合意の執行——シンガポール条約実施法

まず、国際調停に係る和解合意の執行に係る規律である。調停の定義は、「民事又は商事の紛争の解決」のため「紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続」とされる（要綱第1の1(1)）。ここでは、和解仲介の手続で第三者の関与がその根幹にあることになる（当該第三者は強制的解決権限を有しない者、すなわち裁判官や仲裁人ではない第三者とされる）。そして、その適用範囲は、①国際性（第1の2(1)）及び、②条約に基づく執行の当事者による認諾（第1の2(2)）で画される。①の国際性は、当事者の住所地国等の相違、当事者の住所地国と紛争の密接関連国の相違、当事者（親会社も含む）の住所地が外国にある場合に認められる⁴⁶⁾。他方、②は条約のオプトイン条項に対応したものとなる。

執行力の付与は一定の場合に適用されないが、定型的に適用が除外される場合（第1の3）としては、①消費者契約関係紛争（当事者の一方が消費者の場合であり、いわゆるC2Cも含む）、②個別労働関係紛争、③家庭関係紛争、④裁判上の和解や裁判所の認可がある場合⁴⁷⁾、⑤仲裁判断としての効力を有する和解である。④及び⑤は、訴訟上の和解や仲裁手続における和解については、判決等や仲裁判断の執行の仕組みに委ねる趣旨である⁴⁸⁾。最後に、執行拒絶事由（第1の5）については⁴⁹⁾、①和解合意の無効（(1)(2)）、②和解合意上の

45) 要綱における他の改正項目としては、民事調停事件の管轄規定の見直しとして、知的財産関係の調停において東京地裁及び大阪地裁の付加的管轄を認める規律がある。知財調停については、大規模裁判所の管轄を認めることで、専門性を踏まえた調停による解決を促進しようとするものである。

46) 最後のものは外弁法に範を採った日本法独自の規律であり、条約に比してその適用範囲を広げたものである。

47) ただ、裁判所の認可がされている場合でも、元となった調停合意それ自体はなお執行力付与の対象になると解されている。

48) 現在、外国裁判所における訴訟上の和解の執行については規定がないが、将来的な課題として位置付けられることになる。

49) なお、執行決定手続（第1の4）については省略するが、基本的には仲裁判断の執行決定と同様の手続による。

債務内容の不特定（(3)）、③和解合意上の債務の消滅（(4)）、④調停人・調停手続の準則・開示義務違反（(5)（6））、⑤日本法上和解不能の紛争（(7)）、⑥公序違反（(8)）が挙げられている。

（ii）ADR 法改正——国内調停和解合意の執行

次に、国内調停に係る和解合意の執行に係る規律である。調停の定義は、当事者間で当該和解に基づき執行可能な合意があるものとされ、「特定和解」と呼称される（第2の1）。ここでの「合意」は、単にADR機関の規則上執行が可能とされているだけでは足りず、和解内容を記載した書面においてその合意が記載されている必要がある（第2の3（2）参照）。なお、シンガポール条約実施法の適用される和解はここから除かれており（第2の2（4）参照）、国際性を有する和解が認証ADR（例えば日本商事仲裁協会）でされたような場合には、シンガポール条約が優先的に適用され、ADR法は適用されない。ただ、両者の規律内容はほぼ同じであるので、実質的な差異はないであろう。

執行力の付与は一定の場合に適用されないが、定型的に適用が除外される場合（第2の2）としては、①消費者契約関係紛争（国際的場面とは異なり、B2Cのみが除外され、C2Cは適用対象とされる）、②個別労働関係紛争、③家庭関係紛争（但し、扶養料等債権（民執151条の2第1項各号参照）は適用対象とされる⁵⁰⁾）に係る和解である。最後に、執行拒絶事由（第2の4参照）については⁵¹⁾、①和解合意の無効（(1)）、②和解合意上の債務内容の不特定（(2)）、③和解合意上の債務の消滅（(3)）、④手続準則・手続実施者の開示義務違反（(4)（5））、⑤和解不能の紛争（(6)）、⑥公序違反（(7)）となっており、国際調停の場合（(i)参照）と基本的に同一である。

50) この分野における執行力付与のニーズが大きい一方、法務大臣認証を前提にすれば弊害は小さいと認められたものである。

51) 執行決定手続（第2の3）についてはやはり省略するが、基本的には仲裁判断の執行決定と同様である。

(2) 執行力付与の必要性

ADRに係る和解合意に対して執行力を付与する必要性については、ADR法制定時から議論されてきた問題である⁵²⁾。ただ、この点については、実質的観点からの反対が根強く、また手続のあり方についても様々な意見があり、議論の集約が見られない状況にあった。しかるに、今回、問題を一気に解決しようとしたものと言える⁵³⁾。

和解合意への執行力の付与については、(A) 実際には和解合意とともに債務が履行されることが多く、執行力の必要性に乏しいのではないか、(B) 和解合意自体に執行力を認めなくても代替的な方法があるのではないか、(C) ADR機関によっては執行力の付与を望まない（非法的な側面を政策的に重視する）こともあるのではないか、(D) 執行力の付与は債権者に濫用されるおそれがあるのではないか、などの批判があり得るところである。以下では、順次これらの点を検討してみる⁵⁴⁾。

まず、(A)については、和解の場合、確かに当事者が納得して合意しているとすれば、任意履行の割合が高まることは確かであろう⁵⁵⁾。ただ、履行期間が長期にわたる和解合意（分割弁済の合意や将来の契約関係等を取り決める合

52) 議論の経緯については、山本・前掲注3) 178頁以下参照。最近の議論として、山田文「ADR和解への執行力付与に関する総論的検討」上野泰男先生古稀祝賀『現代民事手続の法理』（弘文堂、2017年）728頁以下など参照。

53) 今回の動きを政策的に見れば、シンガポール条約批准のニーズが圧倒的に大きいものであった。仲裁よりも調停を重視する近時の国際紛争解決の潮流に適合し、日本としても国際調停を振興する政策を採用しようとするものである（そもそもこのような条約が制定されたこと自体、調停合意への執行力付与のニーズを示唆しているともいえる）。

54) なお、外国裁判所の和解に対する執行力付与の問題も別途考える必要があることは前述のとおりであるが、これについては確定判決と同様の要件で執行力を認める見解などもあり、それらとの関係を整理しながら要件の検討など将来の課題とされた（商事法務編・前掲注10）97頁参照）。ただ、民間ADRについて執行力が付与されれば、一種の「逆転現象」の感は否めず、立法論の必要はより強まるものと予想される。

55) 訴訟上の和解に関する任意履行率は一般に高いとされる。訴訟利用者調査を踏まえたその詳細な分析については、山田文「履行・強制執行の状況と利用者の評価」菅原郁夫ほか編『民事訴訟の実像と課題』（有斐閣、2021年）184頁以下参照。

意) などでは、やはり執行力がないと合意そのものが難しい場合は多くあるとみられる。また、そのような和解案の作成が困難となれば、紛争解決の選択肢が大きく狭まるおそれもある。そのような観点から見れば、やはり一定の場合には執行力の付与のニーズがあることは否定できない。

次に、(B) について、代替的な執行力付与の手法としては、執行証書、即決和解（民訴 275 条）、仲裁における和解合意（仲裁 38 条）などが観念できる。ただ、国際的場面では、実際上選択肢は最後のものだけになるし、国内和解の場合も、前 2 者は和解成立時に一定の費用や手間がかかるので⁵⁶⁾、執行を余り想定しない事案では实际的でない。そして、最後の選択肢、すなわち仲裁における和解は確かにありうるが、そもそも和解だけを目的とした仲裁合意が有効か（それが「仲裁手続の進行中において成立した」和解と言えるか）という法的な議論に加えて、利用者にとっての手続の分かりやすさの問題もあろう。すなわち、調停が話し合いの手続であるとすれば、最後までそれで貫徹して違反の際に和解合意自体の執行を認める方が（途中で仲裁という異質の手続に切り替えるよりも）、理解を得やすいことは確かであろう。

さらに、(C) については、執行力の付与を拒絶したい ADR 機関は、自己の規則でその旨を明らかにすれば足りると考えられる。それが当事者間の合意の内容になる結果、その意に反して執行力が付与されることはないからである⁵⁷⁾。したがって、法律で執行力付与の可能性を認めたとしても、各 ADR 機関の自主性を損なうことはないはずである。

最後に、(D) については、執行要件の問題として整理が可能ではないかと解される。結局、濫用的な形で和解がされる場合には、和解合意が錯誤・強迫等で無効であるか、調停人・調停手続の準則や中立性に違反するか、公序良俗違反になるか等、いずれかの執行拒絶事由が存在するものと解される。また、少なくとも国内和解においては、執行力付与に法務大臣認証が前提とされるの

56) また、執行証書の利用はそもそも和解内容が金銭債権の場合だけに対象が限られる。

57) ただ、執行力を期待する当事者の予測を裏切らないため、その点は当該 ADR 機関の利用に際して、当事者に対して十分な説明をすることが必要になると考えられる。

で、現在までの15年余に及ぶ認証制度の運用の実績からしても、懸念されるような濫用的事態は生じないように思われ、この点は懸念に及ばないものと考えられよう。

(3) 執行力付与の理論的根拠①——国際ADR（シンガポール条約適用ADR）

前述のように、執行力付与の根拠の基本的な考え方としては、①実体的正当性、②手続的正当性が基礎となる⁵⁸⁾、この場合は合意に対する執行力制度一般に見られる既存の考え方、すなわち当事者の合意の存在+第三者によるその真意性の担保によって両者を確保する構想になろう。和解調書（民訴267条）、調停調書（民調16条）、執行証書（民執22条5号）、仲裁における和解（仲裁38条1項）などと同じである。

ただ、国際ADRについての執行力付与の制度を考えるポイントとしては、ADR法上の手続実施者に相当する「資格」が存しない点がある。制度上は、（執行要件において一定の調停人に係る準則の遵守等の制約はあるものの）調停人は誰でも構わないものとされている。その意味で、この制度における調停人を（裁判官や公証人などの）公務員と類比すべき前提は欠けているものとみられる。もちろん、実際上は国際的に信頼されている調停機関等が調停人の中心になると見られるが、その実態はともかく、制度上は必ずしも信頼性が確保できていない。

そのことを前提に、要綱では、合意の真意性の確保を様々な補足的な措置で総合的に担保する構想がとられているものと思われる。すなわち、何よりも、執行決定による裁判所の事後的なチェックが前提とされている。裁判所（裁判上の和解）や公証人（執行証書）についてはこのようなチェックは不要とされるが、仲裁人の面前での和解についてはこれが必要とされており、やはり第三者の資格に対する規制がない仲裁手続並びとされたものである。それに加えて、当事者間に力の格差がある（その意味で合意の真意性が定型的に疑われる）よう

58) この問題については、商事法務編・前掲注10) 94頁以下も参照。

な事案（消費者関係、労働関係、家族関係紛争）については、制度の対象から定型的に排除し、また執行拒絶事由として、調停人の行為規律、すなわち「調停人又は調停手続に適用される準則に違反した場合」（また公正性・独立性の担保）を定めることなどで、合意の真意性を確保したものである。そこでは、執行証書型を基本としながらも、仲裁判断型の正当化要素も取り込み、公務員に準じる第三者とまでは言えないとしても、合意の真意性について一定の信頼性確保を図ったものと評価できよう⁵⁹⁾。

（4）執行力付与の理論的根拠②——国内ADR（ADR法適用ADR）

他方、国内ADRの関係では、ADR法上の認証機関に執行力付与の対象が限定された。そこでは、手続実施者について一定の専門性等が前提とされ、認証の際に法務省において一定のチェックがされることが前提となっている。その意味で、第三者の「資格」については一定の担保がされていることになり、国際ADRの場合の執行力付与よりも従来の日本の法制と整合的なものと言えようか⁶⁰⁾。

その点で、国際ADRの場合とは若干異なる規律の余地があるものと考えられ、そして実際にもやや異なる規律がされている部分がある。すなわち、①制度の対象範囲については、国内ADRの方がやや広い形になっている。消費者関係については、B2Cは排除されるものの、C2Cは対象とされている。国内事案では、消費者の理解能力の問題というよりも、あくまで力の格差による合

59) 逆に言えば、このようなスキームが開かれたことは今後の執行力付与のあり方を考える上でも興味深く、国内の弁護士会ADR等の執行力についても一定の参考になりえよう。

60) その意味で、前者にだけ執行力を付与することは一種の「逆転現象」を生じさせるおそれがあったと言えよう。なお、立案過程では、弁護士会など非認証機関についても、制度の対象とすべきかの議論があった。部会においては、弁護士会ADRとの関係では、その実質を鑑みて肯定的な議論も多かった。しかし、（弁護士会の根拠規則等はあるものの）法制度上は第三者の資格等の担保がないところで、執行力を付与することにはやはり法制上の限界があったことは否定できない（今後は引き続き制度的担保の枠組み等の工夫を検討していくべきことになろうか）。

意の真意性の毀損に着目したものであろうか。また、家庭事件についても養育費関係等を執行力の対象に含んでいる。これは執行力のニーズの強さに基づくものであるが、これが可能であったのは認証ADR機関の関与（第三者の資格の規律）への信頼性が背景にあるものと言えよう。また、②執行拒絶事由に関しても、「調停人…に適用される準則」はなく、あくまでも「手続の準則」のみが問題とされる。實際上どれほど差があるかは疑問もあるものの⁶¹⁾、調停人の能力等については認証過程で一般的に審査されていることが規律の前提となっている可能性がある。

ただ、大筋では国際調停と国内ADRの差は小さい。その意味では、執行力付与のあり方の関係では、第三者の資格要件の問題については（少なくとも今後は）、それほど重きを置く必要はなく、手続規制の問題に還元できる可能性が高くなるかもしれない。

(5) 執行力付与のあり方

要綱における執行力付与の手続は、(国内外いずれのADRについても)第三者の関与する和解合意+執行決定というスキームである。これは前述の根拠論からすれば、前者だけで執行力を付与することは難しく、必然的な制度構成ということができよう。

ただ、国内については、前述のように、認証制度による補完がある。この点、筆者の旧稿では、執行力に係る認証について、付加的な認証を課す構想を示していた⁶²⁾。これは、認証ADR手続に係る他の法的効果との対比で、執行力のもつ重みを考慮したものであった。しかし、要綱では、あえてそこまでの慎重さは求めないとの政策判断がされたものであろうか。特に、国際ADRにおいては全く調停人の資格を問題にしていないこととのバランスを考える必要はあったものとみられる。すなわち、日本で国際問題にも付加的要件を要求すると条約違反になるし、他方で、国内の場合だけに重い要求をする根拠にも欠け

61) 結局、調停人準則も調停手続準則の一種と理解される可能性はあろう。

62) 山本・前掲注3) 202頁参照。

るからである。加えて、前述の筆者の議論は、執行力付与に対する反対意見にあった濫用論に対する対応という実際の側面も強かった。ところが、今回はそのような反対は必ずしも強くなかった。これは認証 ADR の十数年に及ぶ実績が社会的に評価されたものとも思われ⁶³⁾、ADR 法の大きな成果と言えよう。その意味で、あえて上記のような政策判断がされるとすれば、筆者には特に異論はないところである。

ただ、立案過程では、(特に一部家庭関係紛争を対象にしたこととの関係で) ADR の手続実施者の研修等の必要性について言及がされた。そこでは、従来この分野を担ってきた(家庭裁判所の)家事調停委員との同質性を担保することが事実上要請されたものであり、この点は認証プロセスにおいて一定の配慮がされることになろう。その意味で、制度的に要件が付加されるわけではないものの、事実上運用の厳格性が求められる場面は生じよう。また、前述の付加的認証構想の1つの根拠として、認証 ADR が執行力の対象になるかどうかを自ら選択できることのメリットがあった⁶⁴⁾。ただ、今回の制度では、そもそも執行力の付与を当事者が選択できる(いわゆるオプトイン)構想がとられている。そうだとすれば、各認証機関の規則の中で執行力は付与しない旨の規律を予め置いておくことは可能であり、そのような規律があれば、それが当事者の例外合意となり、執行力は付与されないので、それで十分と見られる⁶⁵⁾。

5 おわりに

以上みてきたように、今回の改正提案は、UNCITRAL 改正仲裁モデル法や

63) 加えて、前回問題になった消費者契約関係等を今回は定型的に制度の対象から除外したこともその理由の1つであろうか。

64) 自己の ADR の手続モデル(交渉モデル等)から、執行力付与は不要と考える認証機関は(これまでの認証のメリット、特に弁護士法 72 条の適用除外を享受しながらも)追加認証を取得しないことなどが考えられていたものである。

65) 但し、その場合、利用者の誤解が生じないよう、事前に十分な説明が求められることは前述のとおりである。注 57) も参照。

シンガポール条約に対応しており、国際紛争解決における ADR の活用に向けた日本の積極姿勢を示すものである⁶⁶⁾。また、国内 ADR との関係では、ADR 法制定時以来 20 年以上議論されてきた執行力の問題の抜本的解決を図ったものである。その意味で、極めて重要な意義を有する改正提案であり、できるだけ早く国会での審議及び法改正に至ることが期待される。

他方、理論的には、これが執行力の根幹に関わる問題を秘めた改正であることもまた事実である。今回の改正を契機として、執行力付与の理論的な根拠やその在り方に関する議論が更に進展することを期待したい。その上で、積み残しの課題となっている外国裁判所における保全処分や裁判上の和解に対する執行力の付与に関する議論も進展し、何らかの解決が将来的に図られることが望ましい。本稿がそのような議論を喚起する契機ともなれば幸いである。

最後に、本稿は三木浩一教授の慶應義塾大学退職を記念して捧げられたものである。三木教授は、言うまでもなく、仲裁法・ADR 法研究の日本における第一人者であるに止まらず、国際的にもその先端を走っている研究者である。本稿で取り上げた UNCITRAL モデル法改正においても日本政府代表としてその議論を主導されたし、要綱を作成した法制審仲裁法制部会の委員としても重要な提言をされた。私自身、三木教授とは、仲裁法や ADR 法の制定、また今回の改正の議論も共にする機会を得た。ほかにも、カンボジアや中国における法整備支援でもご一緒し（急な豪雨で北京からの帰国便が欠航となり、中国側の不手際で同じホテルの一室で泊まったことも、今となっては良い思い出である）、公私ともにお世話になってきた。そのような三木教授の無事退職のお祝いに際し、このような文字通りの拙稿しか捧げられないことはまことに申し訳なく思うが、お祝いの気持ちのみお汲み取りいただければ幸いである。

【後記】 本稿脱稿後、2023 年 2 月、仲裁・調停関連 3 法案（仲裁法改正法案、

66) また、それによって仲裁地・調停地としての日本の活用に期待するものでもある。

ADR 法改正法案、シンガポール条約実施法案）が国会に提出された。これら法案は、基本的に本文で紹介した要綱を踏まえたものとなっており、本稿における検討は上記法案との関係でも、そのまま妥当するものと解される。